

埼玉県企業立地セミナーin大阪の運営支援業務委託 仕様書

- ・ この仕様書は企画提案書作成用である。
- ・ 企画提案競技後、埼玉県は契約候補者と協議を行い、協議が整った場合は仕様書を契約候補者の企画提案内容に合わせ修正のうえ契約を締結する。

1 委託業務名

埼玉県企業立地セミナーin大阪の運営支援業務委託

2 委託期間

契約日から令和5年12月28日（木）まで

3 目的

本業務は、埼玉県への企業誘致の推進のために行う「埼玉県企業立地セミナー」を開催するにあたり、参加者が関心のあるテーマ・講師を選定し広報することで効果的に運営し、多くの視聴者を集めたうえでオンライン配信することで全国の企業に向けて埼玉県での企業立地の魅力をPRすることを目的とする。

4 イベントの概要（予定）

（1）日時

令和5年11月24日（金）午後

（2）会場

大阪市内のホテル（委託者が手配済み）

（3）主催

埼玉県

（4）内容

第1部 基調講演、知事、県内市町村長プレゼンテーション

第2部 交流会（参加企業・知事・市町村長）

（5）オンライン配信

第1部のみ（60分程度）をリアルタイム配信

5 業務委託の内容

（1）基調講演のテーマ・講師の選定、調整等

ア 概要

イベントの目的を踏まえ、企業が知りたい最新の経済状況を伝えるとともに、埼玉県での企業立地の魅力を伝える内容となるよう、テーマ・講師を選定する。

イ テーマ・講師

①テーマは「ア 概要」を踏まえて選定する。また、講師は大阪市内の会場で講演を行

い、当日の基調講演を録画した動画を後日オンデマンド配信する。

②基調講演は30分程度を想定して企画する。

ウ 手法

①基調講演のテーマ、講師の選定、日程調整、支払いを行うこと。ただし、当日の講師接待については委託者で行う。

②基調講演のテーマ、講師の選定を行う際は、事前に複数の候補テーマ、候補者を提示し委託者と協議の上、交渉・決定すること。

③決定した講師との事前打合せなど委託者も含めて必要回数を行うこと。また当日使用する資料は事前に委託者の確認を行うこと。

エ 効果検証

アンケート結果を元に、効果を分析した報告書を作成すること。

(2) イベント広報業務

ア 概要

イベントの目的を踏まえ、「イ 広報ターゲット」に効果的に届く広報を実施する。詳細の仕様については、受託者、委託者で相談の上決定する。

イ 広報ターゲット

埼玉県の企業誘致活動の対象となる企業の、経営層・管理職（企画部門・管理部門・製造部門等）に属するビジネスパーソン

【埼玉県の誘致対象】

工場（製造業、食料品製造業等）、研究所、本社・支社、流通加工施設等

ウ 手法

①「イ 広報ターゲット」に届く広報を行う。オンライン視聴者を募ることを考慮し、WEB上での広報とターゲティングメールは必ず実施すること。紙面上での広報を実施する場合は二次元コードを掲載するなど、オンライン申込みフォームへの誘導を容易にすること。

②上記①に加え、サーキュラーエコノミーを実践している又は興味・意欲のある製造業へ参加を促すアプローチをすること。

エ 効果検証

実施した広報について、露出量やクリック数、メール送付数やアプローチ方法を含めた数値結果を元に、効果を分析した報告書を作成すること。

(3) イベント配信業務

ア 概要

大阪で開催予定のイベントを撮影してリアルタイムでオンライン配信する。詳細の仕様については、受託者、委託者で相談の上決定する。

イ 配信体制

カメラ1台以上を用いて撮影し、オンライン配信ツール（Z o o m）を用いて全国に配信すること。撮影・配信にあたって必要な機材は、受託者にて用意すること。また会場で使用インターネット回線は受託者で負担すること。

ウ 録画・編集

リアルタイム配信と併せて、録画もすること。リアルタイム配信時に発言者役職・氏名をテロップ表示すること。なお、録画データについては県ホームページ上での公開を前提として、字幕の追加、場面転換シーンの削除や必要に応じてリアルタイム配信時に表示した以外のテロップの追加などの編集を加えて、令和5年12月15日(金)までに委託者あて納品すること。

6 企画提案に関する留意点

企画提案にあたっては、次の点に留意すること。

(1) 基調講演のテーマ・講師の選定、調整等

- ・テーマは、現在の日本全体の経済状況や最新の動向など、立地を検討している企業が関心のあるものとする。
- ・基調講演のほか、自治体の広報プレゼンテーションを予定しているため、内容が重複しないよう工夫すること。なお、自治体の広報プレゼンテーションは委託者で手配する。

(2) イベントの広報

- ・業務委託する広報とは別に、委託者が10月中に県政記者クラブに対して報道発表（資料提供）を行う予定であること。
- ・委託者が別途作成した動画（約8～9分）の二次利用が可能であること。

(3) 申込みの受理

- ・イベント視聴の申込みは、埼玉県の電子申請システムを用いる予定であること。
- ・電子申請システムを用いた申込みフォームは、委託者にて用意すること。
- ・申込みの受理や視聴者名簿の作成は、委託者にて対応すること。

(4) オンライン配信

- ・オンライン配信ツールは、委託者の有償アカウントを用いて、Z o o mウェビナーを用いる予定であること。
- ・オンライン視聴用URLの作成、視聴者への連絡等は、委託者にて対応すること。
- ・講演の前後や間に、委託者が指定する動画を配信すること。

(5) イベント運営

会場の手配、イベントの動線、参加企業の受付等は委託者が対応すること。

(6) その他

上記留意点について、より効率的・効果的な方法があれば提案に基づく協議が可能であること。

(7) 参考：昨年度実績

オンライン視聴者 549名

7 業務報告・納品

受託者は事業の結果を取りまとめた報告書を作成し、委託者に提出すること。その際、次の内容を添付すること

- ・ 5 (1) エで作成した報告書
- ・ 5 (2) エで作成した報告書
- ・ 5 (3) ウで編集した動画

また、業務終了後、業務完了報告書とともに検査を受けること。提出先は、埼玉県産業労働部企業立地課 企業誘致担当（埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1）とする。

8 業務実施に関する留意事項

(1) 本業務の遂行に当たっての再委託については、次のとおりとすること。

ア 受託者は、本業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、県が書面によりあらかじめ承諾した時は、その限りではない。

イ 県により再委託が承諾されたときは、受託者は再委託先に対して本業務に係る一切の義務を遵守させるものとする。

(2) 受託者は、本委託契約業務の実施に当たり、関係法令、条例及び規則等を十分に遵守すること。

(3) 委託業務に関して知り得た秘密をみだりに他に漏らし、又は委託業務以外の目的に使用してはならない。委託期間が終了し、又は委託契約が解除された後においても同様とする。

(4) 委託業務を通じて取得した個人情報の適切な管理のために、必要な措置を講じるものとする。受託者が取り扱う個人情報については、県の保有する個人情報として埼玉県個人情報保護条例の適用を受けるものとする。

(5) 委託事業終了後に委託契約額を確定した結果、受託者に本業務により発生した収入がある時で、得られた収入から委託契約額を上回る事業費を差し引いてもなお受託者に収入がある場合、当該収入は埼玉県に返還するものとする。

(6) 受託者は、委託業務の履行に当たり、自己の責めに帰する事由により県に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(7) 受託者は、委託業務の履行に当たり、受託者の行為が原因で利用者その他の第三者に損害が生じた場合には、その賠償の責めを負うものとする。

(8) 埼玉県が受託者を決定した後、委託契約に当たり、この仕様書に定める事項及びこの仕様書に定められた事項以外に疑義が生じた場合は、遅滞なく埼玉県と協議を行うものとする。

連絡・問合せ先

埼玉県産業労働部企業立地課企業誘致担当

電話：048-830-3748